

総務省 地デジチューナー支援実施センター
(株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 内)

自治体に対する簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナーの
無償譲渡先の公募について

簡易な地上デジタルテレビ放送対応チューナー（以下「チューナー」といいます。）について、下記のとおり無償譲渡先の自治体を公募します。

1 譲渡するチューナーについて

- (1) アナログテレビに接続することにより、地上デジタルテレビ放送のみを視聴可能とする次のチューナーを対象とします。

メーカー名	型番	態様（※）
(株)アイ・オー・データ機器	S0-T2SD	①及び②

※ 態様①：新品（②以外のもの）

態様②：新品同様（送付箱等を開封したものや送付箱等が汚損しているものの、内容物は新品であるもの）。なお、内容品の不足や機能への影響はありません。

- (2) チューナーの仕様等については、別紙 2 / チューナーの仕様等を参照してください。

2 譲渡対象自治体について

各都道府県及び各市区町村です。

3 応募方法

様式 1 / 公募参加申請書に必要事項を記入（公印必須）の上、「8 本件に関するお問い合わせ先」に一般書留又は簡易書留を利用して郵送してください。

【注】不着防止の観点から、発送と同時に、「8 本件に関するお問い合わせ先」にEメールで「公募参加申請書」を発送した旨を連絡してください。

4 質問受付

公募に関する質問は、様式 2 / 質問票に質問事項を記入の上、「8 本件に関するお問い合わせ先」へEメールで送信してください。質問に対する回答は、指定された連絡先へEメールで送信します。

5 公募期間

平成 28 年 5 月 16 日（月）から同年 6 月 30 日（木）まで

【注】 1 か月毎に月末を締切日とし、「7 ご注意いただきたい事項」の(11)の承認を得る手続を行います。

6 公募の日程

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ① 締切日／書類提出期限 | 毎月の最終平日まで(必着)です。期限は厳守してください。 |
| ② 結果通知 | 締切日の翌月下旬以降、全ての応募自治体に個別に通知します。 |
| ③ チューナーの配送 | 結果通知後、無償譲渡先と調整のうえで配送します。 |

7 ご注意いただきたい事項

- (1) 原則として、自治体が発行する次の内容の施策に使用できるものとします。その他の施策に利用する場合は、様式1／公募参加申請書の「3 その他の施策用のチューナー」の欄にその内容を記入してください。
 - ア 自治体内の公的施設(公民館、公立病院、公立学校等)の地上デジタルテレビ放送対応のために利用する施策
 - イ 自治体において地上デジタルテレビ放送対応に係る支援が必要と考えられる世帯に対してチューナーの無償給付、貸与を行うために利用する施策
- (2) (1)のアの施策を実施する場合、自治体所有以外の公的施設の地上デジタルテレビ放送対応も対象とすることができます(地域集会所、地域消防団屯所等)。ただし、無償譲渡を受ける主体が自治体であることを踏まえ、自治体からの貸与としてください。
- (3) (1)のイの施策を実施する場合、無償給付等の対象については、例えば、高齢者のみの世帯、障がい者がいる世帯、災害救助法が適用された区域内において床上浸水以上の被害を受けた世帯等の条件を設定してください。既に、当センター、旧総務省テレビ受信者支援センター(デジサポ)及び旧一般社団法人デジタル放送推進協議会(Dpa)から支援等を受けチューナーを設置し地上デジタルテレビ放送を視聴可能な世帯や、既に地上デジタルテレビ放送対応テレビ等で地上デジタルテレビ放送を視聴可能な世帯についても、設定した条件を満たす場合は対象とすることができます。ただし、原則として1世帯につき1台のチューナーの無償給付等としてください。
- (4) 譲渡するチューナーの台数には限りがあるため、応募状況によってはご希望に沿えない場合があります。
- (5) 譲渡するチューナーは施策目的外への利用(転売等)はご遠慮ください。また、自治体が発行する施策によりチューナーを受給等した世帯においても、目的外利用(転売等)はできません。
- (6) 譲渡するチューナーは、当センターから自治体が指定する場所に直接配送します。原則として、配送回数は自治体毎に1回とし、配送先は自治体毎に1ヶ所とします。
- (7) 取扱説明書等には3年間と掲載していますが、これにかかわらずチューナーのメーカー保証期間はありません。修理が必要な場合はメーカーと対応(有償)してください。
- (8) 譲渡するチューナーの故障時は、自治体又は自治体が発行する施策によりチューナーを受給した世帯においてメーカーと対応してください。メーカーの連絡先は取扱説明書に掲載されています。
- (9) 公募に際して自治体から郵送された資料は返還できませんのでご注意ください。
- (10) チューナーの自治体への無償譲渡は、総務大臣の承認が必要となります。承認が得ら

れない場合は、実施できませんので予めご承知ください。

8 本件に関するお問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター

担 当 中島、飯島

所 在 地 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-34-7

電 話 03-5333-2290

Eメール tuner-jyouto5217@ml.ntt-me.co.jp

以上